

磐坂市邊押磐皇子墓鳥居新築工事に伴う立会調査

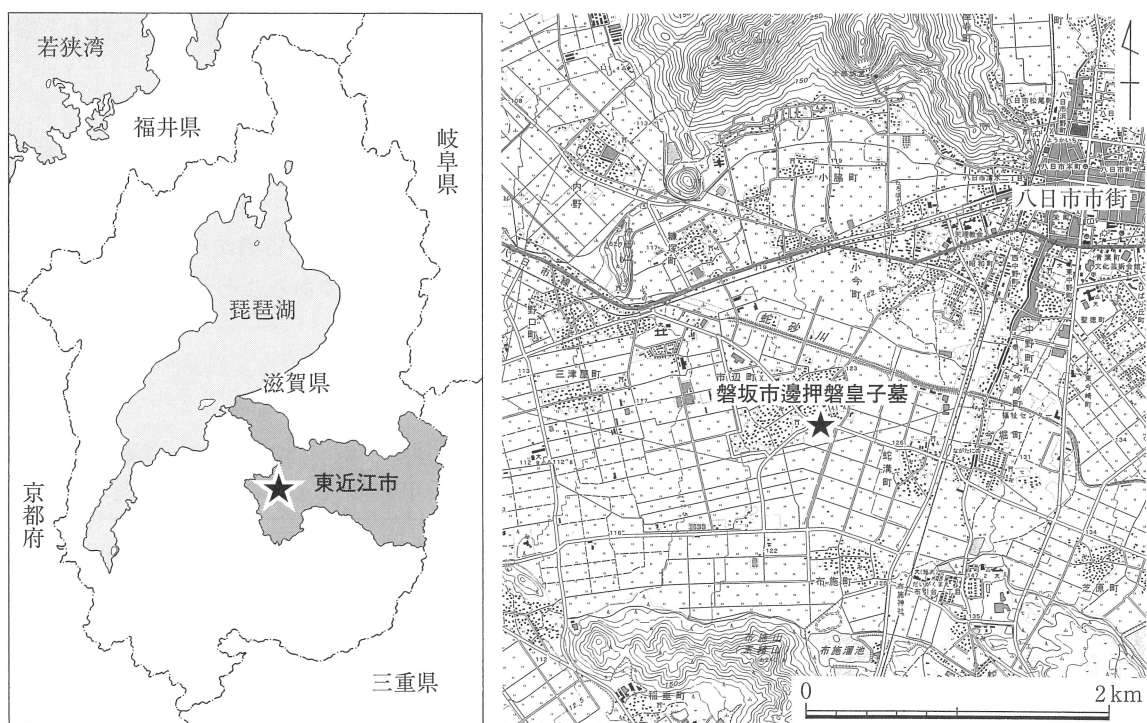
履中天皇皇子磐坂市邊押磐皇子墓は滋賀県東近江市（旧八日市市）市辺町に所在する。その位置は旧八日市市街地の南東で、近江鉄道本線長谷野駅からはおよそ850 m西方、同八日市線市辺駅からはおよそ1 km東方にあたり、県道170号線（高木八日市線）に北面している（第9図）。

陵墓地内には大小2基の円形を呈する墳丘が東西におよそ20 mを隔てて並んでいる（第10図）。その規模は、現状で東側のものが直径およそ16.5 m、高さおよそ3.5 m、西側のものが直径およそ7.5 m、高さおよそ1.9 mである。東側の墳丘の南側斜面には複数の大振りな石材の一部が露出している。また、西側の墳丘の東側斜面にも大きな石材が露出しているが、そちらの表面には地藏菩薩像が浮き彫りされている。

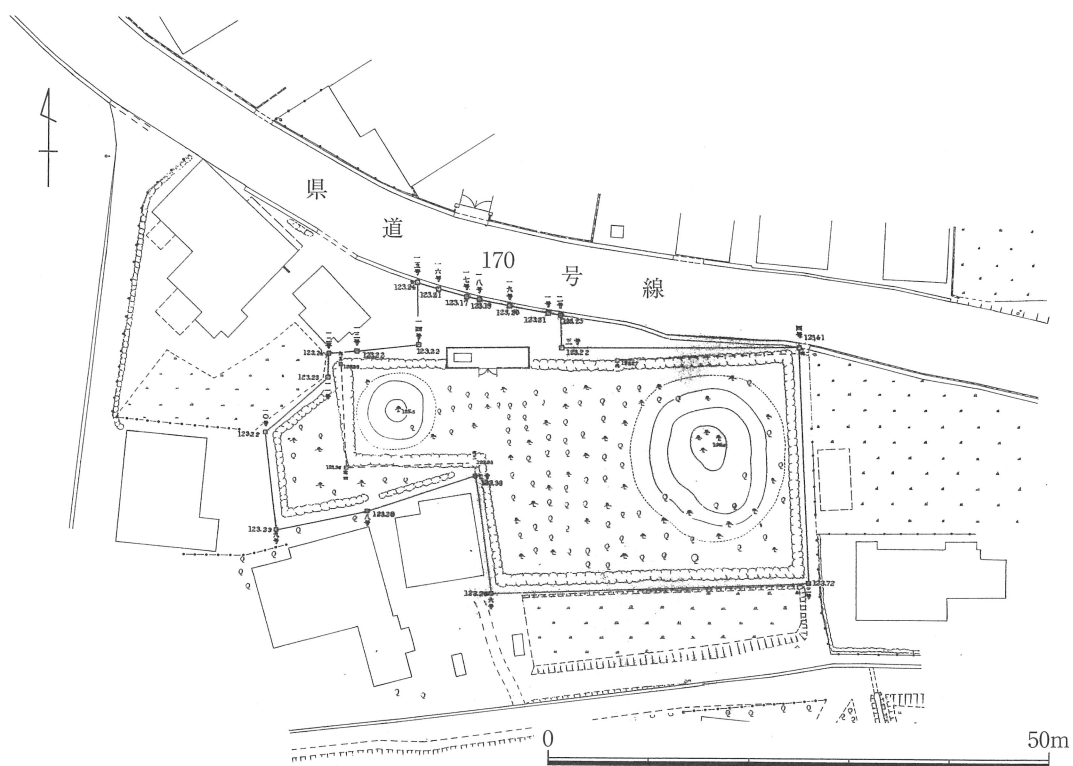
『東近江市遺跡分布地図』では当陵墓地から西に所在する若宮神社境内にかけての範囲を「市辺古墳群」として囲んでいるが⁽¹⁾、現状では陵墓地内の2基のほかに周囲に明確な墳丘は見あたらないようである。

当地が磐坂市邊押磐皇子墓に治定されたのは明治8年（1875）のことである。当時、磐坂市邊押磐皇子の墓についてはほかにも候補地が存在したが、『教部省調査御陵記』によれば、治定に際しては、それなりの規模のふたつの塚が近接して所在するという点が『日本書紀』顕宗天皇元年二月条に記述される「雙陵」に対応することが重要視されたようである⁽²⁾。

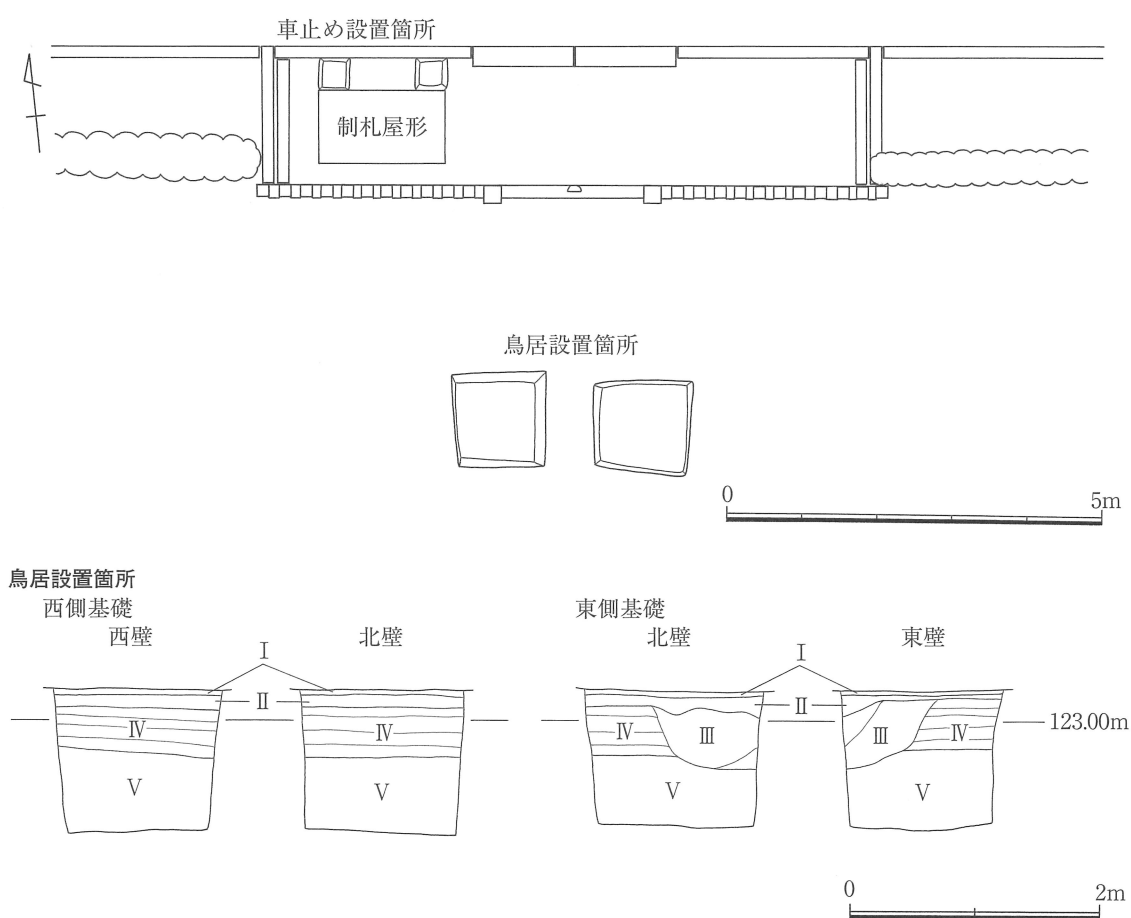
しかし、両墳が現在見られるような状況になったのは治定以後のことで、『教部省調査御陵記』には、「東ノ方ナルハ封土崩レ残りテ石槨ノ大石ナカバハ土中ニ埋レタリ西ノ方ナルハ封土ミナ崩レテ石槨ノミ平地ニ突出セリ」と記されるような有様であり⁽³⁾、明治8年に当地の戸長から滋賀県へ提出された『市邊皇子旧跡之義ニ付 御届書』に添えられている絵図においても、両墳とも封土のかなりの部分が失われて大きな石材がいくつも露出していた状況を見ることができる⁽⁴⁾。市辺町の前身である市ノ辺村は明治7年に東古保志塚村と西古保志塚村が合併して成立したものであるが、古保志塚は「破（こぼち）塚」とも表記されることがあり、破壊された古墳のことと考えられる。明治初期における墳丘の状況からして、その地名の起こりが当地内の両墳であった可能性もあろう。また、明治7年に村名として新たに「市ノ辺」を名乗ったことは、



第9図 磐坂市邊押磐皇子墓 位置図 平成18年国土地理院発行1:25,000地形図「八日市」使用



第10図 磐坂市邊押磐皇子墓 地形図 (1/750)



第11図 磐坂市邊押磐皇子墓 堀削箇所平面図（1/100）および断面図（1/60）

当時未定であった磐坂市邊押磐皇子墓の決定を現在地に求めようとするアピールの念がこめられていたものと思われる。

今回の調査は、当地内に鳥居を新築し併せて周辺の整備工事を行うに際し実施したものである。主たる掘削は鳥居と車止めの設置箇所で行われた。その掘削規模は、鳥居の基礎掘方2箇所で長さ1.4 m×幅1.3 m×深さ1.2 m、車止めの基礎掘方2箇所で長さ0.4 m×幅0.4 m×深さ0.5 mであった。調査を実施した期間は平成18年12月11日～15日の5日間である。

なお、調査期間中には杉浦隆支・嶋田直人両氏以下東近江市教育委員会埋蔵文化財センター職員4方が来墓のうえ、周辺における遺跡の状況や土層についてのご教示など調査に関するご指導を賜った。また、隣接地の谷一明氏・まつ子氏には準備段階から調査実施に対してひとかたならぬご協力を賜った。記して感謝の意を表します。

最も深く掘削した鳥居設置箇所での土層は大きく5層に分けることができた(第11図)。Ⅰ層は陵墓地内の化粧土、Ⅱ層は旧表土、Ⅲ層は木根跡の埋め戻し土と思われる。Ⅳ層は現地表面下0.2～0.5 mに見られ、いずれも小礫を多く含む茶褐色を呈する層と黒褐色を呈する層が互層をなす土層であった。Ⅴ層は同0.5 m以下に見られ、径30 cm程度までの円礫を非常に多く含む砂層であった。また、車止め設置箇所の掘削はⅣ層内でとどまるものであった。

Ⅴ層の存在により古くは当地が河川の氾濫原であったこと、Ⅳ層の存在により洪水による堆積と土壌化とが繰り返し起こったことが窺えた。北方には天井川化している蛇砂川が流れており、こうした土層は蛇砂川によるもの、あるいは周囲一帯が広大な扇状地ともいえる状況を呈しているため、流路が現在のように固定する以前の愛知川によるものとも思われる。

以上、遺構・遺物ともに確認されず、工事は予定通りに施工された。

(有馬 伸)

註

- (1) 福田由里子編『東近江市遺跡分布地図』(『東近江市埋蔵文化財調査報告書』第4集)、東近江市教育委員会、2007年。
- (2) 『教部省調査御陵記』。書陵部陵墓課保管(B-1-2)。
『日本書紀』顕宗天皇元年二月条には、顕宗天皇が父・磐坂市邊押磐皇子の遺骨を探索したところ、狭狭城山君の祖である倭侅宿禰(やまとふくろのすくね)の妹の置目(おきめ)の証言によって発見することができたとの説話がある。しかし、皇子の遺骨と同時に殺害された皇子の帳内・佐伯部売輪(仲子)との遺骨が混交しており、頭骸骨以外は分別し難く、「仍於蚊屋野中、造起雙陵、相似如一」したという。
なお、『日本書紀』の内容については下記書を参照した。
坂本太郎ほか校訂『日本書紀』上(『日本古典文学大系』67)、岩波書店、1967年。
- (3) 註(2)に同じ。
- (4) 『滋賀県庁所蔵陵墓関係書類』一 御陵墓編上。書陵部陵墓課保管(公-9)。